



創世会
松本 均

市内2つの養護老人ホームの統合協議会設置を

Q 市内2つの養護老人ホーム（ききよう荘、小笠老人ホーム）の施設老朽化や利用者の人権、感染症対策などに不安がある。また利用者の減少や高齢化もあり、統合を目的とした協議会を設置する考えがないか伺う。

「庁内検討委員会」を設置し、検討していく

A ポストコロナの観点も考えあわせ、個室化などの対応を含めた施設のあり方や集約の時期などについて、「庁内検討委員会」を設置し、検討していきたいと考えています。統合協議会については、「庁内検討委員会」での検討経過を、市議会や既存の会議体などで報告、協議していくなかで、設置を検討していきます。

ききよう荘の土砂災害対策は

Q ききよう荘の敷地は土砂災害警戒区域となつているが災害対策について伺う。

避難確保計画を策定し、避難訓練を行っている

A 建物の一部が土砂災害警戒区域内に指定されていますが、主には、グラウンド部分であり建物自体への影響はないと考えます。安全確認については、引き続き行つてまいります。また、土砂災害に関する避難確保計画を策定し、有事に備えて避難訓練を行っています。



ききよう荘



アクティブ
マネジメント・
公明クラブ
窪野 愛子

掛川市犯罪被害者等支援条例制定の時期は

Q 犯罪被害者等支援条例は、既に県内6市町で制定されている。

「掛川市犯罪被害者等支援条例」は犯罪被害者の方々に寄り添い、支えることは元より、犯罪の抑止力にもなる。市民が犯罪の被害者にも加害者にもならない、安全で安心なまちづくりに寄与すると思う。掛川警察署、静岡犯罪被害者支援センター及び庁内各課が連携し、当事者の声を反映した内容にすべきと思うが、条例制定の時期について伺う。

令和3年度中に制定ができるよう進めている

A 令和3年度中に「条例と施行規則」の制定ができるよう進めています。単に条例や施行規則を作るのではなく、様々

なケースについて、犯罪被害者支援を実施している関係者等から意見を聞きながら、支援施策について十分に研究、検討し、制定作業を進めています。

11月25日～12月1日 **犯罪被害者週間**

「犯罪被害者等支援法」の施行日である12月1日以前は、11月25日から12月1日まで「犯罪被害者週間」と定められました。

犯罪被害者支援センターでは、殺人事件や傷害事件、窃盗事件、交通事案（死亡事故・乗用車事故）の被害に遭われた方やその他の被害を受け、必要に応じてカウンセリングや法律相談、警察・検察・裁判所への対応支援を実施しています。ご自身の被害が疑われる、被害の可能性がある場合は、必ず犯罪被害者支援センターまでご相談ください。

電話相談

054-651-1011

受付時間：10時～18時（土日祝日を除く）

面談・カウンセリング

電話相談の延長、必要に応じて個別に面談によるカウンセリングを行います。

直接的支援

- 警察庁付添い
- 検察庁付添い
- 裁判所付添い
- 弁護士付添い
- 公明クラブ付添い

認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

犯罪被害者週間チラシ